

議案第22号

大田原市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例
大田原市収入印紙等購入基金条例（平成22年条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>大田原市収入印紙購入基金条例 （設置）</p> <p>第1条 収入印紙_____の購入及び売りさばきに関する事務を行うため、大田原市収入印紙購入基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（収入印紙の購入計画）</p> <p>第4条 市長は、収入印紙の売りさばき状況を常に勘案して、適正な購入計画を立てなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要</p>	<p>大田原市収入印紙等購入基金条例 （設置）</p> <p>第1条 収入印紙及び栃木県収入証紙（以下「収入印紙等」という。）の購入及び売りさばきに関する事務を行うため、大田原市収入印紙等購入基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（収入印紙等の購入計画）</p> <p>第4条 市長は、収入印紙等の売りさばき状況を常に勘案して、適正な購入計画を立てなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要</p>

な事項は、規則で定める。

な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。